たんぽぽ先生から学ぶ 在宅医療報酬算定ビギナーズ（改訂 3 版） 正誤表

いつも小社出版物をご愛読頂きありがとうございます。
「たんぽぽ先生から学ぶ 在宅医療報酬算定ビギナーズ（改訂 3 版）」におきまして、
以下の誤りがありました。深くお詫びするとともにここに訂正します。

p.13　章末問題 問 1-8

【誤】
末期の悪性腫瘍患者は，「厚生労働大臣が定める状態等別表第 7」に該当する．

【正】
末期の悪性腫瘍患者は，「厚生労働大臣が定める疾病等別表第 7」に該当する．

p.62　在宅移行早期加算

【誤】
入院から 1 年以内

【正】
退院から 1 年以内

p.62　包括的支援加算　対象患者

【誤】
週 4 回以上の訪問看護を受けている

【正】
週 1 回以上の訪問看護を受けている

p.143　章末問題 解答&解説　1-4 および 1-6

【誤】
1-4　答え　×　一定以上の所得者は 3 割になる
1-6　答え　×　診療報酬は 2 年ごと，介護報酬は 3 年ごとに改定される

【正】
1-4　答え　×　診療報酬は 2 年ごと，介護報酬は 3 年ごとに改定される
1-6　答え　×　一定以上の所得者は 3 割になる

※1-4 と 1-6 の解説が逆の記載になっています

p.147 章末問題 解答&解説 8-1

【誤】
8-1　答え　×　2024 年改定で訪問看護ステーションの介護保険では文書以外の方法も認められた

【正】
8-1　答え　○　ただし 2024 年改定で訪問看護ステーションの介護保険では文書以外の方法も認められた

2026 年 3 月現在